

ラグビーを通じた地域振興・地域貢献の相互連携に関する協定書

松戸市（以下、「甲」という。）と日本電気株式会社（以下、「乙」という。）は、ラグビーを通じた地域振興、地域貢献の相互連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、ラグビーを通じて地域振興、地域貢献に取り組み、市民サービスの向上及び健康増進、豊かな社会生活を実現することを目的とする。

（相互連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し取り組むものとする。

（1）ホームゲームの開催に関すること。

（2）PRに関すること。

（3）スポーツ振興に関すること。

（4）地域活性化の推進に関すること。

（5）その他市内で行われる乙による地域振興活動に関すること。

2 甲及び乙は、前項の取り組みを実施する場合は、甲乙間で具体的な詳細事項について協議するものとし、その決定事項及び条件については別途書面にて合意をするものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定は、協定締結日から発効し、有効期限は1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲乙のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、この協定に関して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

（紛争の解決）

第6条 甲及び乙は、この協定に関して紛争が生じた場合は、協力して処理するものとする。

（疑義の決定等）

第7条 この協定の各条項の解釈につき疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

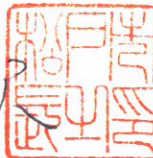
（協定の解除）

第8条 甲又は乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月2日

甲 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市
市長

中郷谷 健次 

乙 東京都港区芝5丁目7番地1号
日本電気株式会社
スポーツビジネス推進本部
本部長

梶原 健 